



寒川町立小・中学校適正化等基本計画（案）
寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
（町民意見の公募）



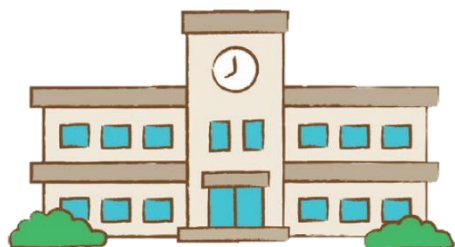
（意見募集期間）

令和5年5月22日(月)～令和5年6月21日(水)まで

みなさまのご意見をお待ちしています

寒川町教育委員会では、人口減少・少子化の進行により将来的な児童生徒や学級数が減少する学校の小規模化に対応し、充実した教育環境を確保するため、「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）をはじめ、パブリックコメントや地域懇談会を実施し、町の学校教育がめざすべき方向性や、学校規模・配置等について、幅広い観点で協議・検討を進めてきました。

この度、検討委員会からの報告書を受け、寒川町教育委員会として「寒川町立小・中学校適正化等基本計画(案)」を令和5年4月に作成しました。より良い基本計画とするため、みなさまからのご意見等をいただきながら、ともに町の教育活動を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。





(案)

〈 概要版 〉

寒川町立小・中学校適正化等基本計画

～将来の寒川の子どもたちにとって、
めざすべき望ましい教育環境づくりを行う～



寒川町教育委員会

検討の背景



寒川町立小・中学校の適正規模・適正配置等の検討については、2021年3月に策定された「寒川町公共施設再編計画」での学校教育施設に係る結論を前提に進められることとなりました。

公共施設再編計画は、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と、人口減少・少子高齢化社会に見合った「公共施設等の最適配置」を図ることで、「財政破綻を回避」することを目的としています。

【寒川町公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論】

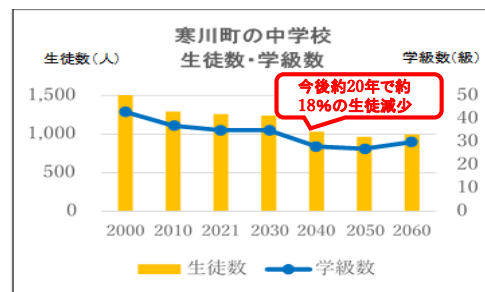
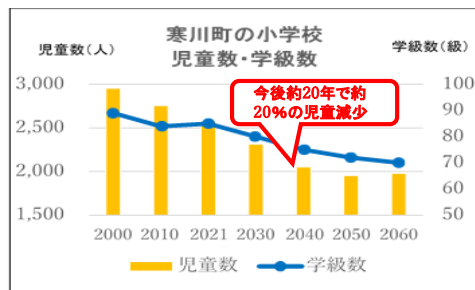
- ➡現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる。
- ➡具体的な再編手法については、2021年以降に検討組織を設置し、ソフト面(=教育面)、ハード面(=物理面)、財源面等を踏まえ、おおよそ2年程度の間結論を出す。
- ➡学校の8校から6校への再編後、2校分の敷地を売却することで、第2期再編計画(2037年以降)へ財源を残すことができると想定。

学校の小規模化と建物の老朽化への対応

学校の小規模化には、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、人間関係が固定化しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの課題も指摘されています。

一方、学校施設については、建築後50年経過する校舎が複数存在し、老朽化が著しいことから、今後の児童生徒数に合わせ、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。

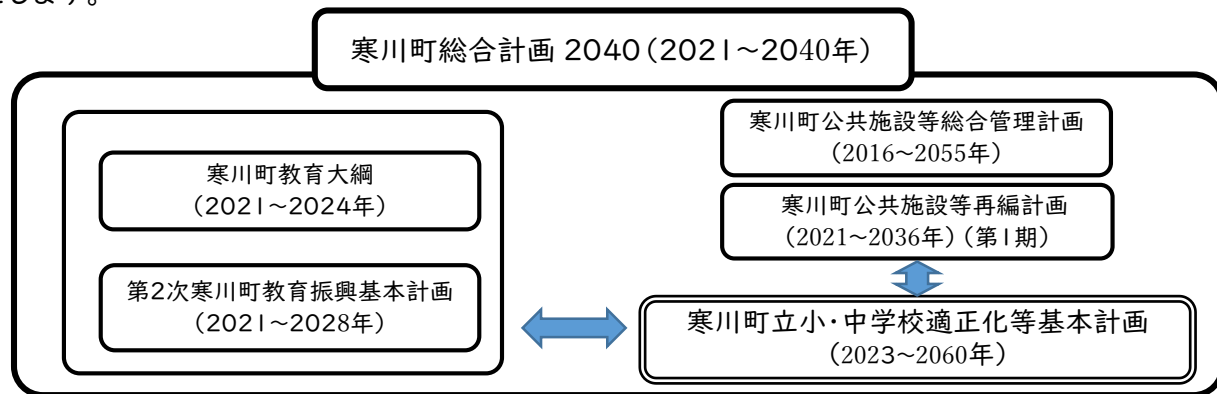
建築後40年を経過した校舎等を保有する学校 6校
うち4校は50年以上の校舎等あり



基本計画の考え方

本基本計画は、公共施設再編計画16年間の基本方針に示されている取り組みの1つとして策定するものです。

取組み期間は各校校舎の建替え工事開始までの準備期間を含め、2023年からスタートし、総合計画等他の計画と整合を図りながら適宜見直しを図りつつ、2060年を計画期間の終期とします。



寒川町の教育理念

「よく学び、よく遊び、よく生きる」
～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）
と共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変意義深い言葉です。教育の目的は、人格の形成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

「学び」と「遊び」の充実は、人と人をつなぐを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人をつなぐを育むこと（＝共生）の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。



めざす子ども像（さむかわっ子）

【不易】時代を超えてめざすべきこと
【流行】時代にに応じてめざすべきこと

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

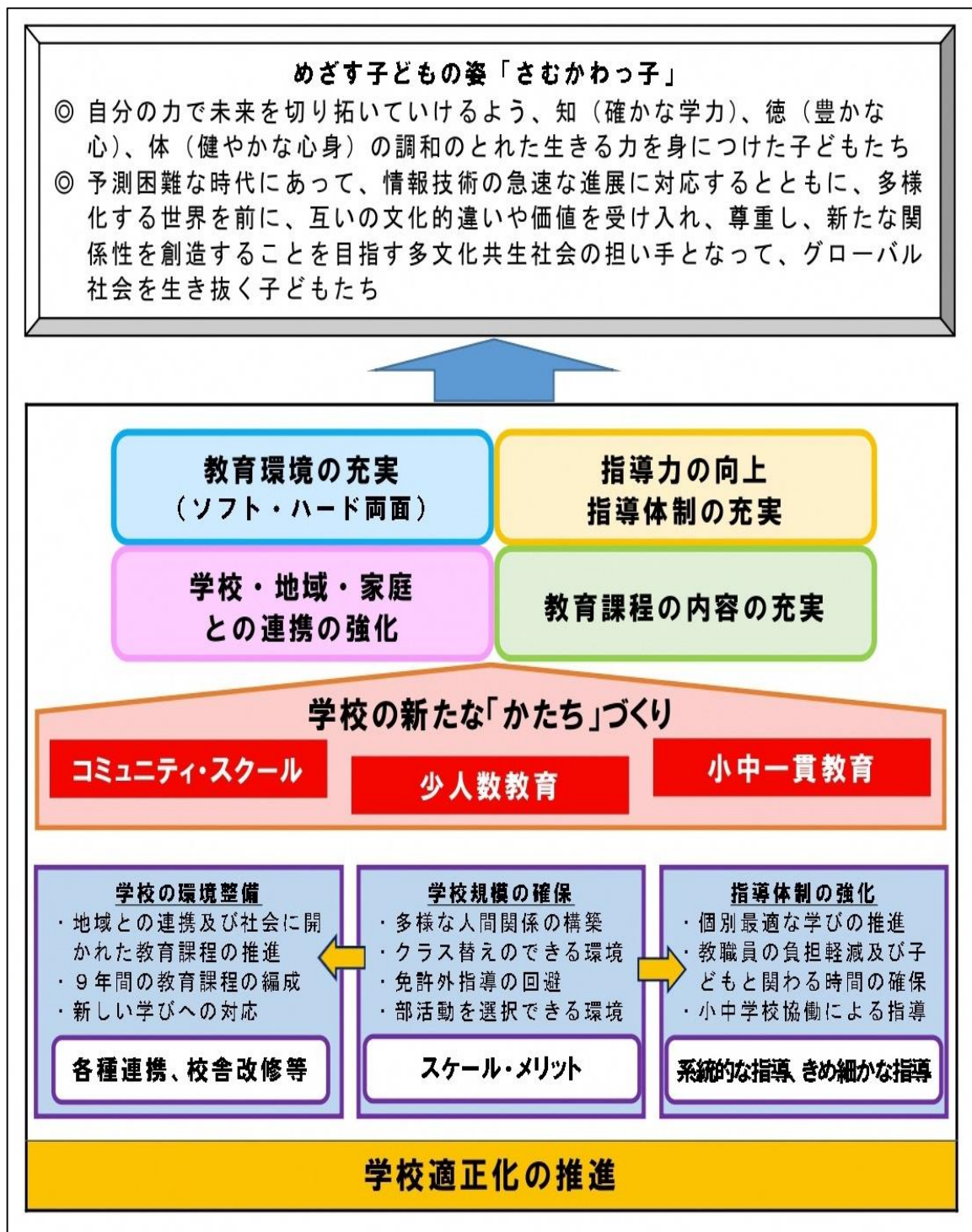
- ①確かな学力を身につけた児童生徒の育成
- ②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成
- ③心身ともに健やかな児童生徒の育成

【流行】予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

- ④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成
- ⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

寒川町における学校適正化を契機とした教育のあり方（構造図）

学校適正化等の検討においては、学校適正化後の将来ビジョンの共有が重要であり、適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりに向けて、新しい時代への対応という視点から、今後さらに求められるであろう取組への考え方について、次のとおり構造図として整理しました。



学校規模の検討を進めるにあたって大切な3つの視点

多様な教育活動を展開しやすい学校規模をめざすため、次の3つの視点をもとに検討を進めました。

指導体制を充実する視点

児童生徒の習熟度に応じたきめ細やかな指導ができるよう、教員同士が相互に十分な意見交換などができる教員数の配置をめざす。

社会性等を育む視点

児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通し、成長できる環境を整えるため、クラス替えができる学校規模をめざす。

学校を運営する視点

一定の教員数を確保し校務を分担することで、教員一人が担う負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間をできるかぎり確保する。

望ましい教育環境の考え方

■学校の新たな「かたち」づくり

適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりにつなげていくという視点から検討します。

■地域への配慮

学校が地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

■児童生徒への配慮

学習・生活環境等の変化に伴う児童生徒の不安等を可能なかぎり軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

■校舎の安全等

児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

■適正な配置バランス

可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を目指します。

■通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。



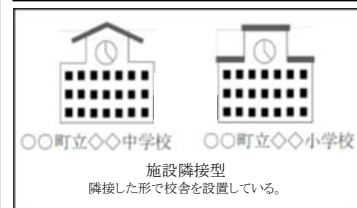
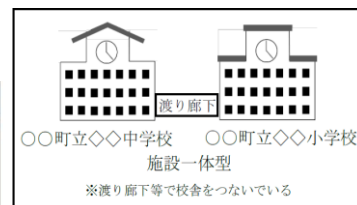
学校の新たな「かたち」づくり

(1) 小中一貫教育

小中一貫教育は、小・中学校間の環境変化によって不登校の増加などの課題が生じる、いわゆる「中1ギャップ」の解消や、義務教育9年間を通じた、切れ目ない教育課程によって、より系統的な学習ができるよう、小・中学校がめざす子ども像を共有し、**義務教育9年間を一貫した教育課程を編成すること**です。

また、小中一貫教育には、次のとおり様々な種類や施設形態があります。寒川町では現在の学校の立地等を踏まえ、「施設分離型」の「小中一貫型小学校・中学校」の展開をめざします。

【小中一貫教育校の施設形態】



小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育 小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)
→一人の校長、一つの教職員組織

修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)

校長(1人)

小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
→それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)

併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)

併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※1,2,3いずれも学校の形態は問わない。

(2) コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を置く学校)

コミュニティ・スクールは、**保護者や地域住民が学校運営に参画すること**を通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、**地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくり**につながるものです。

この仕組みの活用は、統合校を核として、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする契機となり得ると考えます。

(3) 少人数教育

国は、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために**公立の小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げる**こととしました。また、本町の保護者・町民・教職員へのアンケートを通じて、全ての属性において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれています。

今後中学校においても「35人」学級を導入する可能性があるため、**教室や教員の確保**に対して、柔軟に対応できるように検討を進めていきます。

学校の配置については様々な配置案が想定されることから、寒川町立小・中学校適正化等基本方針を踏まえ、配置条件を明確にし、比較検討することとしました。



6校体制
全15案

配置に係る基本要件

- ◆2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討
- ◆子どもたちの望ましい教育環境を整える

検討 第1段階

- ①配置バランス
 - ◆小学校：南部・中部・北部に配置
 - ◆中学校：南部・北部に配置
- ②通学距離
 - ◆小学校：片道おおむね2km以内
 - ◆中学校：片道おおむね3km以内
- ③適正な学校規模
 - ◆小学校：2学級以上 → クラス替えが可能
 - ◆中学校：3学級以上 → クラス替えが可能で、免許外指導を生じさせることなく、主要科目に複数教員が配置できる

第1段階
4案

A案	B案	C案	D案
寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校
寒川中学校 旭が丘中学校	寒川中学校 旭が丘中学校	旭が丘中学校 寒川東中学校	旭が丘中学校 寒川東中学校

第2段階
2案

検討 第2段階

《 検討5項目 》

- ◆学校規模
小・中学校それぞれ、学校規模が過少・過大とならないか。
- ◆通学条件
適切な距離、安全性が確保できるか。
- ◆学校と地域との連携
自治会をはじめ「地域とともにある学校」としての利便性は確保できるか。
- ◆施設の機能
教育方法等の多様化への課題、複合化の可能性などはあるか。
- ◆整備経費
更新(建替え)完了までにかかる費用や、跡地利用の可能性などはどうか。

最終配置案の2案の概要は次ページをご覧ください。

V 2つの再配置候補案の選定

B案の概要

B案

寒川小学校
旭小学校
小谷小学校
南小学校

◆北部及び中部地域の小・中学校を残し、南部地域の一之宮小学校と南小学校を再編し、現在の南小学校へ配置、寒川中学校と寒川東中学校を再編し、現在の寒川中学校へ配置する案です。

◆南部に配置する小学校は、小学校低学年の通学にかかる負担を考慮し、南部地域の中心に近い場所に位置する南小学校に配置します。

◆北部地域と南部地域で施設分離型の小中一貫校導入をめざします。

◆未配置校の2校の敷地のうち、市街化区域にある1校については、跡地利用（敷地の売却）による財源確保が期待できます。

◆再配置の際に影響の出る南部地域において、東西にバランスよく学校を配置できる案です。

◆南西部に配置される中学校（サウスB中学校）は、現在所在する3校の中学校のうち最も校地面積が広く、再配置後の児童・生徒数の増加等に対応できる余地があります。



寒川中学校
旭が丘中学校

D案の概要

D案

寒川小学校
旭小学校
小谷小学校
南小学校

◆北部及び中部地域の小・中学校を残し、南部地域の一之宮小学校と南小学校を再編し、現在の南小学校へ配置、寒川中学校と寒川東中学校を再編し、現在の寒川東中学校へ配置する案です。

◆南部に配置する小学校は、小学校低学年の通学にかかる負担を考慮し、南部地域の中心に近い場所に位置する南小学校に配置します。

◆北部地域と南部地域で施設分離型の小中一貫校導入をめざします。

◆未配置校が市街化区域内の2校となることから、当該2校の跡地利用（敷地の売却）による財源確保が期待できます。

◆再配置の際に影響の出る南部地域の東部に2校（小・中1校ずつ）が配置され、東西間のバランスを欠くことから、何らかの対策が必要な配置案です。

◆未配置校の跡地利用（敷地の売却）により、児童・生徒数が想定以上に増加する可能性があります。



旭が丘中学校
寒川東中学校

◆B案及びD案の2つの再配置案を現段階での最終配置候補案とします。

◆最終配置候補案の2つについても、それぞれ課題があることから、最終的にどちらの案を選択するにしてもその課題への対応が必要となります。

◆今後、町全体の公共施設再編計画の見直しに併せて、最新の人口推計や財政推計をもとに、最終的な再配置場所等が決定されていく予定です。

◆再配置案で示す学校名は、仮称を使用しており、今後実施される学校再編後の学校名は改めて検討した上で決定されていく予定です。



新しい学校の「かたち」づくりのための具体的な検討



小中一貫教育

◆小中一貫教育の導入については、概ね10年を準備期間とし、準備段階をいくつかのパートに分けながら、緩やかな小中一貫教育（施設分離型の小中一貫教育）の実現を図ります。（詳細は、資料編「小中一貫教育導入に向けての具体的な検討内容」をご覧ください。）

コミュニティ・スクール

◆コミュニティ・スクールは2023年度を目途に町内の全小中学校への導入を行う予定です。
◆さらに活動を充実させるため今後の検討にあたっては、教育委員会を中心に学校や地域、保護者が参画した検討の場を設けて協議を進めていきます。

少人数教育

◆中学校においても「35人学級」を導入する可能性があり、また、学級数の増により教室や教職員の確保が必要となることから、そのような場合にも柔軟に対応できるように検討を進めていきます。

再編整備推進に係る検討及び配慮

通学時の安全	児童・生徒への配慮	地域への配慮
通学方法が変わることや通学時間が長くなることは、子どもたちにとって大きな不安・負担につながります。安全・安心に通学できるよう、通学手段の検討や通学時の安全確保を進めていきます。	児童・生徒の環境が大きく変化することから、子どもたちの不安を理解し、取り除いていくため、相談体制の整備やアンケートの実施、また事前の学校間交流などの対応を行っていきます。	学校は、地域活動の拠点としての機能も担っていることから、地域の意向やバランス、ニーズに配慮しながら必要な機能を確保していくことをめざします。
伝統の継承	跡地利用の検討	教育に資する基金への積み立て
学校再編前の学校の伝統や地域の愛着をどのように継承していくかが大きな課題となるため、再配置にあたって、新しい学校の具体的な検討の中で併せて検討していきます。	学校の再配置により未配置となる学校敷地については、町全体の公共施設再編サイクルの中で利活用の可能性が出た場合には、検討の場を設け、地域の声も取り入れながら検討を進めていきます。	学校敷地の売却により財源を確保した際には、「寒川町のめざす教育」の実現のため、教育に資する基金への積み立てや、新しい学び舎の建設など、その時代にふさわしい教育活動を展開するための貴重な財源としての活用を考えていきます。

学校再編の標準的なスケジュール

- ◆学校再編の際の標準的なスケジュール例です。
- ◆実際に取り組んでいく際には、公共施設再編計画や総合計画等と調整を図りながら柔軟に進めていきます。



1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
(仮称)学校再編準備委員会 ◆基本事項の合意 →統合の対象校、新校(新校舎)の位置、開校(閉校)時期などの合意 ◆新校(新校舎)に係る協議 →校名、校歌、校章、制服、通学路、学校行事、部活動、新しい学び舎のコンセプト、新しい学び舎に必要な機能、新しい学び舎の外観、児童・生徒の事前交流の方法、PTA活動、学校運営協議会(新校設立の場合に想定される内容)など					◆新校(新校舎)への通学開始
		校舎整備 (調査・設計) (建替え工事)			

新しい学び舎の具体的検討

新しい時代に求められる学校施設は、高速大容量の通信ネットワーク等のICT環境や多様な教育的ニーズのある児童・生徒等への対応としてのインクルーシブ教育が行いやすい教室、公民館や学童保育の複合化などの工夫を行うことが考えられます。

また、学校は地域拠点としての役割もあることから、地域の公共施設等の中から、必要な施設(機能)を精査した上で、地域活動の場や多世代型の交流スペースとして機能を集約し、地域に開かれ、ともに創造的な活動を生み出していけるような施設整備が望まれます。

こうした点を踏まえながら、児童・生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に考えた上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、今後の新しい時代の学び舎としていくことをめざします。

また、学校施設の新築に向けた、ハード面及びソフト面での具体的な学校施設の検討にあたっては、児童・生徒や保護者、教職員等へのアンケート等や学校運営協議会などを活用し、利用者目線で真に必要なとされる施設の整備に努めます。



新しい学び舎のイメージ

文部科学省設置の有識者会議「新しい時代の 学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告より抜粋

◆柔軟で創造的な学習空間の実現



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用



学校図書館とコンピューター教室と組み合わせて図書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿



映像編集やオンライン会議のためのスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

◆健やかな学習・生活空間の実現

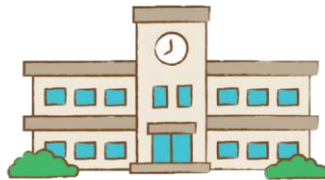


木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

◆地域や社会の連携・共同の実現



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・共同し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿



寒川町立小・中学校適正化等基本計画（案）
2023年〇月策定

寒川町教育委員会 教育政策課

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-75-9907

E-mail kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp



本編はこちら

資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。
HP内でID『17528』または『寒川町立小・中学校適正化等基本計画』と検索。
◆<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら



※次の場所でも閲覧できます。

- ・寒川役場分庁舎2階(教育政策課)・寒川町民センター・寒川町民センター分室
- ・寒川町北部文化福祉会館・寒川町南部文化福祉会館・寒川町健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

(提出方法) 閲覧場所で配付する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、
次の方法で提出ください。

- ①郵送: 下記宛先まで郵送ください
- ②FAX: 0467-75-9907
- ③メール: kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④担当課へ持参 ▶二次元コードはこちら



(受付時間) 土日祝日を除き、8時30分～17時15分まで

(宛先) 寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

(記入事項) ご意見・住所・氏名(団体等の場合は所在地)・連絡先

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

(募集期間) 令和5年5月22日(月)～6月21日(水)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町立小・中学校適正化等基本計画」の策定において参考にさせていただきます。また、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。
個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当
住所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電話 0467-74-1111(内線512)
FAX 0467-75-9907

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ